

平成20年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

琵琶湖環境部

（注）1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
琵琶湖再生課	早崎内湖再生検討事業基本設計その1委託	早崎内湖再生基本設計、周辺河川等の流量観測、調査の業務	平成20年10月28日	いであ(株)大阪支社	21,630,000	大規模かつ特殊な業務について、高度な知識と技術が必要であるため、プロポーザル方式により実施。	2号	4
下水道課	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事委託	浄化センター建設工事委託	平成20年10月15日	日本下水道事業団	130,000,000	下水処理場建設事業量が変動する中で、職員配置体制の効率性を図るため、唯一の官業代行機関である下水道事業団と随意契約を行う。	2号	3イ
下水道課	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事委託	浄化センター建設工事委託	平成20年11月4日	日本下水道事業団	2,423,000,000	下水処理場建設事業量が変動する中で、職員配置体制の効率性を図るため、唯一の官業代行機関である下水道事業団と随意契約を行う。	2号	3イ
下水道課	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事委託	浄化センター建設工事委託	平成20年11月4日	日本下水道事業団	400,000,000	下水処理場建設事業量が変動する中で、職員配置体制の効率性を図るため、唯一の官業代行機関である下水道事業団と随意契約を行う。	2号	3イ
下水道課	琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事委託	浄化センター建設工事委託	平成20年11月4日	日本下水道事業団	2,241,000,000	下水処理場建設事業量が変動する中で、職員配置体制の効率性を図るため、唯一の官業代行機関である下水道事業団と随意契約を行う。	2号	3イ
下水道課	ストックマネジメント基礎データ作成業務委託	下水道管理台帳システム改良	平成20年11月21日	国際航業(株)大阪支店	26,827,500	本システムを開発し、システムの著作権を有する唯一の業者であるため。	2号	3イ
下水道課	琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事委託	浄化センター建設工事委託	平成20年12月19日	日本下水道事業団	70,000,000	下水処理場建設事業量が変動する中で、職員配置体制の効率性を図るため、唯一の官業代行機関である下水道事業団と随意契約を行う。	2号	3イ